

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在日は、
翌日が休日とする場合)

(第二条、附則第三項、附則第六項、別表関係)

目 次

◆規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
一 農業協同組合連合会等が他の農業協同組合等に貸し付ける資金に係る利子補給率をそれぞれ次のとおり引き上げることとした。

資 金 の 区 分	利子補給率(パーセント)	
現 行	改 正 後	
(一) 農舍等の改良、造成又は取得に必要な資金	年〇・八	年〇・八五
(二) 農機具の取得に要する資金	年〇・八	年〇・八五
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	年〇・八	年〇・八五
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金	年一・四	年一・四五
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年一・四	年一・四五
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	年〇・八	年〇・八五
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	年一・一	年一・一五
(八) 転作を計画的集団的に推進するため貸し付ける(一)、(二)又は(四)に掲げる資金(市町村が年〇・三パーセントの利子補給をする場合に限る。)	年一・一	年一・一五

(九) 地域農業総合整備計画(④に掲げる計画を除く。)に即して行われる事業に必要な資金で知事の定めるもの

(+) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)に即して行われる事業で、転作を計画的集団的に推進するため貸し付ける(一)、(二)又は四に掲げる資金(市町村が年〇・一二五、バーセントの利子補給をする場合に限る。)	年〇・九	年〇・九五
年一・一五		
年一・一二		

二 融資機関が、地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者で農業後継者の確保等のために農家住宅の改良等を必要とするものに対し、当該改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が年一・二パーセント(現行年一・一二五パーセント)の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・七パーセント(現行年三・六一二五パーセント)に引き上げることとした。(第二条関係)

三 農業協同組合連合会が、農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等を図るためにその飼養管理を預託する農業協同組合等に対し、預託牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の利子補給率を年一・三パーセントとするとした。(第二条関係)

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

五 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金について、融資機関が農協等に貸し付け

る場合の貸付利率及びこれに対する県の利子補給率を次のとおり引き上げることとした。

資金の種類 内地の造成に 要する資金	貸付利率(パーセント)		利子補給率(パーセント)	
	現行	改正後	現行	改正後
年四・三五	年四・五	年一・二五	年一・三	年一・三
年四・三五	年四・五	年一・二五	年一・三	年一・三

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金のうち次に掲げる資金で漁業協同組合等に貸付けるものの利子補給率を現行「年〇・八パーセント」を「年〇・八五パーセント」に引き上げることとした。

(+) 漁船漁具保管修理施設等の改良、造成又は取得に必要な資金

(+) 漁場改良造作用機具等の取得に必要な資金

(三) 漁村情報処理・通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金

資金

二 漁場改良造成施設の改良造成又は取得に必要な資金等

二 水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金の対象種苗に

あさりを加えることとした。

する。

- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

- 一 漁業經營維持安定資金に係る貸付利率を現行「年四・二パーセント以内」を「年四・三五パーセント以内」に引き上げることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業經營維持安定資金に係る貸付利率を現行「年四・二パーセント以内」を「年四・三五パーセント以内」に引き上げることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

10 法第二条第二項第二号に掲げる融資機関が、肥育牛を飼養する農業者の飼養規模の拡大等を図るため当該農業者に肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合又は農業協同組合連合会に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第七号に掲げる資金のうち肥育の用に供する牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年一・三パーセントとする。

附則第三項中「年〇・八パーセント」を「年〇・八五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。

附則第六項中「年一・一五パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布

別表第一号から第四号までの規定中「年〇・八パーセント」を「年〇・

規則

八五パーセント」に改め、同表第五号中「年一・四パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年〇・八パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「年四・三五パーセント」を「年四・五パーセント」に改める。

別表第二中「年一・二五パーセント」を「年一・三パーセント」に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三号及び第四号中「年〇・八パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第六号中「うばがい」の下に「あさり」を加え、同表第七号及び第八号中「年〇・八パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第

五十号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項第三号中「年四・八五パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・二パーセント以内」を「年四・三五パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた鳥取県漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第
五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年四・八五パーセント以内」を「年五パーセント
以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・二パーセント以内」を「年四・三五パーセント
以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた鳥取県漁業經營維持安定資金
については、なお従前の例による。